

○浦添市医療・福祉等従事者宿泊費補助金交付規程

制定 令和2年8月3日

改正 令和2年10月30日

令和3年2月8日

(目的)

第1条 この規程は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、市内の医療機関、福祉施設等の従事者（以下「医療・福祉等従事者」という。）の負担の軽減を図り、従業務の専念に資するための浦添市医療・福祉等従事者宿泊費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に存する統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる一大分類P－医療，福祉に属する事業所その他別表左欄に掲げる事業所に勤務する医療・福祉等従事者（浦添市新型コロナウイルス感染症の対応に係る医療機関支援補助金の交付対象者を除く。）
- (2) その他市長が必要があると認める者

(補助対象)

第3条 補助金は、前条に規定する対象者が次の各号のいずれにも該当するときに支給する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応をしていることを原因として帰宅することができないとき。
 - (2) 市内の宿泊施設等に令和2年8月3日から令和3年3月30日までの間に宿泊をしたとき。
- 2 市長は、前項第2号に規定する期間については、市内における新型コロナウイルス感染症の拡大の状況等を踏まえ必要と認める場合には、延長又は短縮することができるものとする。

(補助金の支給)

第4条 補助金は、第3条第1項各号に該当する対象者（以下「支給対象者」という。）に対し、予算の範囲内で支給するものとする。

(補助額)

第5条 支給対象者1人当たりの補助金の額は、宿泊額を合計した額とする。

- 2 前項の宿泊額は、実際に宿泊に要した額（素泊まり相当分で光熱水費相当分を含む。）とする。ただし、当該額が3,000円を超える場合は3,000円とする。
- 3 補助金の対象となる宿泊は、支給対象者1人当たり20泊を上限とする。

(申請者)

第6条 補助金の申請をすることができる者は、支給対象者又は支給対象者が勤務する事業所の長とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 申請者は、第3条第1項第2号に規定する施設への宿泊に要した経費を支払った後、浦添市医療・福祉等従事者宿泊費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を指定の期日までに市長に提出しなければならない。

- 2 申請書には、当該申請に係る宿泊の宿泊日、宿泊施設等の名称、補助対象者が確認できる書類及び宿泊施設等に支払った金額が確認できる書類を添付しなければならない。

(補助金の交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、当該申請に係る書類等によりその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定をする。

2 市長は、補助金の交付の決定及び額の確定をしたときは、浦添市医療・福祉等従事者宿泊費補助金交付決定兼確定通知書(様式第3号)により、また、補助金の不交付の決定をしたときは、浦添市医療・福祉等従事者宿泊費補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、それぞれ補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、遅滞なく浦添市医療・福祉等従事者宿泊費補助金交付請求書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消)

第10条 市長は、当該補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が補助金を取り消す必要があると認めるとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、その交付を受けた額に相当する金額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(この規程に定めがない事項)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年8月3日から施行する。

附 則(令和2年10月30日)

この規程は、令和2年10月30日から施行する。

附 則(令和3年2月8日)

この規程は、令和3年2月8日から施行する。

別表（第2条関係）

事業所	備考
幼稚園型認定こども園	日本標準産業分類－大分類「0－教育，学習支援業」に分類される事業所
幼保連携型認定こども園	日本標準産業分類－大分類「0－教育，学習支援業」に分類される事業所
放課後児童健全育成事業を行う事業所	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する事業を行う事業所
障害児通所支援事業所	児童福祉法第21条の5の15に規定する事業所
認可外保育施設	児童福祉法第59条の2により届出が必要な施設
サービス付き高齢者向け住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項により登録を受けた住宅（日本標準産業分類－大分類「P－医療，福祉」に分類される有料老人ホームを除く。）